

ロシア民法改正について 意匠・商標編



協和特許法律事務所
弁理士 谷口 登

1. はじめに

ロシア民法は改正され、知的財産について規定するロシア民法第4部も改正対象となっている。改正事項の多くは2014年10月1日より施行されているため、改正事項は十分に認識しておく必要があると考えられる。

本稿では、ロシア民法第4部のうち、意匠、商標に関する改正事項を簡単に紹介したい。

2. 意匠に関する改正

(1) 意匠の本質的特徴のリスト

意匠の本質的特徴の一覧は、請求の範囲に相当するものであり、図面、写真等の表現物とともに、権利範囲を特定するための書面であったが、改正後は、意匠特許出願の必須書面ではなくなった¹。

改正後は、図面、写真等の意匠の表現物及び意匠に係る製品に基づき、審査対象及び保護範囲が特定されることとなる。

製品の外観の美的特徴や人間工学的特徴を決定づける特徴、特に、製品の形態、構造、装飾及び色彩の組み合わせによる特徴であって、視覚上の印象を形成するものが、意匠の本質的特徴となるとされていたが、改正後は、人間工学的な特徴を決定づける特徴は、本質的特徴とはならず、製品の外観の美的特徴のみが意匠の本質的特徴となり得る。

また、改正法では、製品の形態、構造、装飾及び色彩の組み合わせだけでなく、線、製品の輪郭、製品の素材の質感も意匠の本質的特徴となり得る要素として法律上明示されている（民法1352条1項）。

(2) 新規性に関する改正（民法1352条2項）

意匠特許出願の優先日には公知となっていない意匠であっても、当該意匠特許出願に係る意匠の本質的特徴が、他人の先願意匠に含まれているときも、後願意匠は新規性を有しない、とされている。

改正後は、他人の先願意匠だけでなく、他人の発明特許出願、実用新案特許出願及び商標登録

1 この改正により、ロシアも意匠の国際登録に関するハーグ条約に加盟しやすくなった。